

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、「110番受理指令処理用紙（平成〇〇年〇月〇〇日指令〇〇〇〇番）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求について、平成24年11月19日付けで行った訂正をしない旨の決定は妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）原処分の経緯

ア 審査請求人は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成24年8月24日付けで保有個人情報の開示請求を行った。これに対し、実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき平成24年9月12日付けで本件対象保有個人情報について部分開示決定を行い、審査請求人に通知し開示を行った。

イ 審査請求人は、条例第29条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成24年11月2日付けで、本件対象保有個人情報について審査請求人の主張等を記載することを求める訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。これに対し、実施機関は、条例第32条第2項の規定に基づき、平成24年11月19日付けで保有個人情報の訂正をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成24年12月28日付けで本件処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審議の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、平成25年3月6日付けで諮問庁から条例

第41条の規定に基づく諮問を受けるとともに、理由説明書の提出を受けた。

イ 当審査会は、本件審査請求について、平成26年1月15日、諮問庁からの意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

4 諮問庁の主張の要旨

(1) 訂正請求に係る保有個人情報について

訂正請求に係る保有個人情報である110番受理指令処理用紙（以下「110番指令用紙」という。）は、警察本部通信指令課が110番への電話通報により受理した緊急の出動要請等に即座に対処し、警察署に対する指令を行うために作成する様式であり、無線による指令を補うべく、電話の受理内容の概要及び警察官が出動すべき目的地を記載するほか、処理結果欄及び備考欄には出動した警察官が把握した現場の状況や措置内容等を簡潔明瞭に記載し、警察署での指揮にも利用するものである。

このように、110番指令用紙は現場における処理と同時進行で作成するものであり、報告書として利用するものではないため、処理終了後の追加や訂正は要さない。

(2) 訂正請求の趣旨について

審査請求人は、電話の受理内容欄に警察官に対して通報時に行った要望を追加するよう求めている。

(3) 訂正をしない理由について

条例第31条は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、(中略)、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と定めているため、実施機関は本件訂正請求を受け、訂正の要否について検討を行ったが、本件における110番指令用紙の記載内容は、緊急の出動要請等に対応するという業務の目的を達成したものであり、また業務の特性上、事案の処理が終了した後に110番指令用紙を利用することはないことから、訂正する必要性を認めなかったものである。

(4) 上記のとおり、実施機関の判断に不自然、不合理な点は認められないことから、本

件処分は妥当なものである。

5 審査会の判断

(1) 本件訂正請求の対象について

本件訂正請求の対象は、実施機関が審査請求人に対し部分開示決定した本件対象保有個人情報である。

本件対象保有個人情報である「110番指令用紙」は、警察本部通信指令課が110番への電話通報により受理した緊急の出動要請等に即座に対処し、警察署に対する指令を行うために作成する様式である。

諮問庁は、本件対象保有個人情報に係る訂正の要否について、条例第31条の趣旨から検討した結果、訂正する必要性を認めないとして本件処分を行ったものであると主張している。

そこで、以下、本件対象保有個人情報の訂正の要否について検討する。

(2) 本件対象保有個人情報の訂正の要否について

条例第31条は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定しており、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして訂正の必要がないときは、訂正する義務はないと解される。

本件対象保有個人情報は、緊急の出動要請等に対応するという業務の目的を既に達成していることから、保有個人情報の利用目的に照らして訂正の必要性が認められず、条例第31条に基づく訂正を行う義務はないと解される。

したがって、実施機関の行った、本件対象保有個人情報の訂正をしない旨の決定は、妥当であると認められる。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大森三起子、高佐智美、田村泰俊

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成25年 3月 6日	諮問を受ける（諮問第102号）
平成25年 3月 6日	諮問庁から理由説明書を受理
平成25年11月29日	審議
平成26年 1月15日	諮問庁からの意見聴取及び審議
平成26年 2月13日	審議
平成26年 3月13日	審議
平成26年 5月15日	審議
平成26年 6月25日	審議
平成26年 7月30日	答申